

平成25年度 議案第3号

都 — 291 — 3

平成25年 6月11日

秋田県都市計画審議会会長 様

大館都市計画及び比内都市計画 施設の変更について

(都市計画道路14施設及び都市計画下水道1施設)

秋田県知事 佐 竹 敬 久



大館都市計画及び比内都市計画施設の変更について (諮問)

都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

都市計画道路14施設及び都市計画下水道1施設

平成25年7月12日審議

秋田県都市計画審議会会長

大館都市計画及び比内都市計画道路の変更
(秋田県決定)

都市計画道路の名称を次のように改める。

変更前			変更後		
大館都市計画道路	1・3・1	根下戸商人留線	大館都市計画道路	1・3・101	根下戸商人留線
〃	1・3・2	大館南高速線	〃	1・3・102	大館南高速線
〃	3・3・3	山館立花線	〃	3・3・102	山館立花線
〃	3・3・1	立花桂城線	〃	3・4・101	立花桂城線
〃	3・4・10	中央線	〃	3・4・105	大館中央線
〃	3・4・11	東大橋橋桁線	〃	3・4・106	東大橋橋桁線
〃	3・4・12	大館駅線	〃	3・4・107	大館駅線
〃	3・4・13	大館線	〃	3・4・108	大館線
〃	3・4・14	片山有浦線	〃	3・4・109	片山有浦線
〃	3・4・15	猫鼻長森線	〃	3・4・110	猫鼻長森線
比内都市計画道路	3・4・1	中央線	〃	3・4・201	比内中央線
大館都市計画道路	3・6・17	神山二井山線	〃	3・6・101	神山二井山線
〃	3・6・22	本郷橋桁線	〃	3・6・105	本郷橋桁線
比内都市計画道路	3・6・4	荒又線	〃	3・6・204	荒又線

理由

比内都市計画区域が大館都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。
また、両都市計画道路において「中央線」名称があることから、比内都市計画道路「中央線」にあつては、「比内中央線」とし、大館都市計画道路「中央線」にあつては、「大館中央線」とするほか、立花桂城線については代表幅員の確定に伴う街路番号の変更を併せて行う。

大館都市計画及び比内都市計画道路の新旧対照表

変更前			変更後			備考
大館都市計画道路	1・3・1	根下戸商人留線	大館都市計画道路	1・3・101	根下戸商人留線	県決定
〃	1・3・2	大館南高速線	〃	1・3・102	大館南高速線	〃
〃	3・3・2	大館駅東大館線	〃	3・3・101	大館駅東大館線	市決定
〃	3・3・3	山館立花線	〃	3・3・102	山館立花線	県決定
〃	3・3・8	柄沢餌釣線	〃	3・3・103	柄沢餌釣線	市決定
〃	3・3・9	有浦東台線	〃	3・3・104	有浦東台線	〃
〃	3・3・1	立花桂城線	〃	3・4・101	立花桂城線	県決定
〃	3・4・5	下代野下町線	〃	3・4・102	下代野下町線	市決定
〃	3・4・6	豊町東台線	〃	3・4・103	豊町東台線	〃
〃	3・4・7	城西小柄沢線	〃	3・4・104	城西小柄沢線	〃
〃	3・4・10	中央線	〃	3・4・105	大館中央線	県決定
〃	3・4・11	東大橋橋桁線	〃	3・4・106	東大橋橋桁線	〃
〃	3・4・12	大館駅線	〃	3・4・107	大館駅線	〃
〃	3・4・13	大館線	〃	3・4・108	大館線	〃
〃	3・4・14	片山有浦線	〃	3・4・109	片山有浦線	〃
〃	3・4・15	猫鼻長森線	〃	3・4・110	猫鼻長森線	〃
比内都市計画道路	3・4・1	中央線	〃	3・4・201	比内中央線	〃
〃	3・4・2	扇田橋線	〃	3・4・202	扇田橋線	市決定
大館都市計画道路	3・5・4	新町線	〃	3・5・101	新町線	〃
〃	3・5・16	中道有浦線	〃	3・5・102	中道有浦線	〃
〃	3・5・20	前田大森線	〃	3・5・103	前田大森線	〃
〃	3・5・23	本郷土目内線	〃	3・5・104	本郷土目内線	〃
比内都市計画道路	3・5・1	大葛線	〃	3・5・201	大葛線	〃
〃	3・5・2	西館線	〃	3・5・202	西館線	〃
大館都市計画道路	3・6・17	神山二井山線	〃	3・6・101	神山二井山線	県決定
〃	3・6・18	アセ石線	〃	3・6・102	アセ石線	市決定
〃	3・6・19	堤沢神山線	〃	3・6・103	堤沢神山線	〃
〃	3・6・21	前田本郷線	〃	3・6・104	前田本郷線	〃
〃	3・6・22	本郷橋桁線	〃	3・6・105	本郷橋桁線	県決定
比内都市計画道路	3・6・1	学校通線	〃	3・6・201	学校通線	市決定
〃	3・6・2	南通線	〃	3・6・202	南通線	〃
〃	3・6・3	西通線	〃	3・6・203	西通線	〃
〃	3・6・4	荒又線	〃	3・6・204	荒又線	県決定
〃	3・6・5	北通線	〃	3・6・205	北通線	市決定

総括図

大館都市計画及び比内都市計画道路の変更

凡 例	
	行政界
	現都市計画区域
	新都市計画区域
	用途地域
	都市計画道路



3・6・17 神山二井山線
3・6・101 神山二井山線

3・4・15 猫鼻長森線
3・4・110 猫鼻長森線

3・6・22 本郷橋桁線
3・6・105 本郷橋桁線

3・4・13 大館線
3・4・108 大館線

3・4・11 東大橋橋桁線
3・4・106 東大橋橋桁線

3・4・12 大館駅線
3・4・107 大館駅線

1・3・1 根下戸商人留線
1・3・101 根下戸商人留線

3・3・1 立花桂城線
3・4・101 立花桂城線

3・4・14 片山有浦線
3・4・109 片山有浦線

3・4・10 中央線
3・4・105 大館中央線

1・3・2 大館南高速線
1・3・102 大館南高速線

3・3・3 山館立花線
3・3・102 山館立花線

3・6・4 荒又線
3・6・204 荒又線

3・4・1 中央線
3・4・201 比内中央線

黄：変更前
赤：変更後

0 500 1,000 2,000 3,000 4,000

大館都市計画及び比内都市計画下水道の変更
(秋田県決定)

都市計画流域下水道の名称を次のように改める。

変更前	変更後
大館都市計画及び比内都市計画下水道(米代川流域下水道大館処理区)	大館都市計画下水道(米代川流域下水道大館処理区)

理由

比内都市計画区域が大館都市計画区域に変更されることに伴い、変更する。

総括図

大館都市計画及び比内都市計画下水道の変更

凡 例	
行政界	
現都市計画区域	
新都市計画区域	
用途地域	
計画区域	
中継ポンプ場	
下水管渠	



大館都市計画及び
比内都市計画下水道
(米代川流域下水道大館処理区)

大館都市計画下水道
(米代川流域下水道大館処理区)

黄：変更前
赤：変更後

0 500 1,000 2,000 3,000 4,000